

審 査 基 準

令和 6 年 3 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第77条第 1 項
処分の概要	道路の使用の許可
原権者	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法令の定め	道路交通法第77条第 2 項及び第 3 項（道路の使用の許可）、第78条（許可の手続） 道路交通法施行規則第10条（道路使用許可証の様式等）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	7 日以内（行政庁の休日を含まない） ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。 (1) 道路交通法第79条に基づく道路の管理者との協議が必要なもの 当該協議に要する期間 (2) 二以上の警察署の管轄にわたるもの 他の警察署長との協議に要する期間 (3) 道路交通法第 4 条第 1 項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止等の交通規制を必要とするもの 当該交通規制の手続きに要する期間
申請先	申請は、許可地域を管轄する警察署の交通課窓口に提出して下さい。
問い合わせ先	各警察署もしくは、警察本部交通部交通規制課 (0 4 8) 8 3 2 - 0 1 1 0
備考	

別紙

（道路の使用の許可）

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

1 「現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」

許可の申請の内容となっている行為をそのまま行ったとしても、その時点においては現実に交通の妨害（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の妨害は含まない。）となるおそれがないと考えられる場合をいう。

2 「許可に付された条件に従って行われることにより、交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき」

許可に条件を付し、申請者が当該条件を遵守すれば、社会通念上容認できない程度の妨害を生ずるおそれがないと認められる場合をいう。

3 「現に交通の妨害となるおそれはあるが、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき」

許可の申請の内容となっている行為に社会公共の利益がある場合又は類似の行為が許可対象行為として多く行われている実態があり、かつ、そのことが伝統的・社会的に是認されている場合に、このような行為を行う必要性和当該行為により生じる交通の妨害の程度とを比較衡量し、公益性又は社会習慣上の必要性があつてなされる要許可行為によって得られる利益が、当該行為により生じる交通の妨害による支障等の損失を上回るため、交通に支障が生ずることもやむを得ないと認められる場合をいう。